

## 解答例または出題意図

### 設問 I

2019年に文部科学省により開始された「GIGA スクール構想」は、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する教育 ICT 環境整備事業である。各学校では、新しい教育 ICT 環境での子供の学習の一層の充実に向けて取り組もうとしており、現代の学校教育における最重要の教育テーマの一つになっている。

本設問は、1人に1台のコンピューターと高速ネットワークが整備された環境（以下「新しい教育 ICT 環境」という）で、それが整備されていなかった環境と対比しつつ、子供の学習に開かれる可能性に関する理解と、それに基づき実際の授業を構想する力を評価しようとするものである。

【問1】に関しては、新しい教育 ICT 環境により子供の学習に開かれる可能性を、授業の主要な3つの学習形態を視点として、自分の考えを述べることができるかをみる設問になっている。

「一斉学習」では、例えば、新しい教育 ICT 環境では、子供たち一人一人の反応を踏まえた双方向型の学習が可能になる。「個別学習」では、例えば、新しい教育 ICT 環境では、各人が同時に別々の内容を学習できたり、各人の学習履歴を自動的に記録できたりすることで、一人一人の教育的ニーズ・理解度に応じた個別学習や個に応じた学習が可能になる。「協働学習」では、例えば、新しい教育 ICT 環境では、一人一人が記事や動画等を集めたり、即時に考えを共有したり共同編集したりすることが可能となり、他者の多様な意見について学習することが可能になる。これらは、一例であるが、各自が自分なりの根拠をあげながら可能性を記述していれば正解である。

【問2】に関しては、【問1】で述べた新しい教育 ICT 環境により子供に開かれる可能性をふまえて、実際の学校種の1時間の教科の授業を構想し、(1)本時の目標、(2)評価規準、(3)本時の展開を定めることができるかをみる設問になっている。その際、自らが定めた授業目標と評価規準に照らして、新しい ICT 環境で可能になる場面を具体的に言及していることが望ましい。例えば、「一斉学習」では子供たち一人一人の反応を踏まえた双方向型の学習、「個別学習」では一人一人の教育的ニーズ・理解度に応じた個別学習、「協働学習」では、他者の多様な意見にも即時に触れる学習など関して視点を設定し、新しい ICT 環境で可能になる場面が具体的に言及されていることが望ましい。また、教師の手立てとしては、①つまづいている子供に対して、ICT 環境を利用して、つまづきを克服するための指導・支援を想定していること、②十分に授業の目標を達成しているや子供にたいしても、ICT 環境を利用して、発展・進化学習等のための用意を想定していることも望ましい。

なお、【問1】の可能性については、文部科学省「GIGA スクール構想の実現へ」(下記 URL)を参考にした、[https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt\\_syoto01-000003278\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf) (R6年2月6日閲覧)

## 解答例または出題意図

### 設問Ⅱ

#### 【問1】

問1は、コミュニティ・スクールに関する制度理解を確認するものである。問題用紙に示した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5の規定を踏まえ、「コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を置く学校であること」、「学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関であること」といった内容が記述されることが望ましい。

#### 【問2】

問2は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の条文の読み取りと、コミュニティ・スクール導入の推移について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」との関係から実態を捉えることができることを確認するものである。

(1)では、条文をもとに「法定3権限」と言われる以下の3つの役割について簡潔に示されることが望ましい。

- ・校長が作成する学校運営の基本方針の承認（第47条の5第4項）
- ・学校運営について、教育委員会、または校長に意見を述べるができる（第47条の5第6項）
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる（第47条の5第7項）

(2)では、法制化初期広がりには欠けた状況について、当時は、学校運営協議会が任意設置であったことや、その権限の強さによって導入に懸念が示されていたことなどから、説明されることが望ましい。特に、「法定3権限」のなかでも教職員の任用に関して意見を述べるができることが、学校や教育委員会に抵抗感を生じさせていたことなどが考えられる。